第六　テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次に定める。

一　令第三章第八節第二款及び次項に規定する荷重及び外力によってテント倉庫建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二　前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。この場合において、同表中「令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力」とあるのは、「次項に規定する風圧力によって生ずる力」と読み替えるものとする。

三　第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第三項から第六項までの規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四　平成十二年建設省告示第千四百五十九号第一に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によってテント倉庫建築物の使用上の支障が起こらないことを同告示第二に定める方法によって確かめること。

2　前項第二号の風圧力は、次の各号によらなければならない。

一　令第八十七条の規定によること。この場合において、同条第二項に規定する$V_0$は、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第二に規定する数値に〇・八以上の数値を乗じて得た数値（当該数値が二十八未満のときは、二十八）とすることができる。

二　前号の規定により速度圧を減らして風圧力を計算したテント倉庫建築物については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。

3　第一項第三号の長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度のうち、膜材料等の引張りの許容応力度は、次に掲げるものとする。

一　膜材料及びテント倉庫用膜材料の引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

| 長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン） | 短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン） |
|---|---|
| $\frac{Fm}{60t}$ | $\frac{Fm}{30t}$ |

この表において、Fm及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fm　第七項第一号及び第二号に規定する膜材料等の各糸方向の基準強度（単位　一センチメートルにつきニュートン）

t　膜材料等の厚さ（単位　ミリメートル）

第六　テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次に定める。

一　令第三章第八節第二款及び次項に規定する荷重及び外力によってテント倉庫建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二　前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。この場合において、同表中「令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力」とあるのは、「次項に規定する風圧力によって生ずる力」と読み替えるものとする。

三　第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第三項の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四　平成十二年建設省告示第千四百五十九号第一に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によってテント倉庫建築物の使用上の支障が起こらないことを同告示第二に定める方法によって確かめること。

2　第一項第二号の風圧力は、次の各号によらなければならない。

一　令第八十七条の規定によること。この場合において、同条第二項に規定する$V_0$は、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第二に規定する数値に〇・八以上の数値を乗じて得た数値（当該数値が二十八未満のときは、二十八）とすることができる。

二　前号の規定により速度圧を減らして風圧力を計算したテント倉庫建築物については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。

3　第一項第三号の長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度は、次に定めるところによらなければならない。

一　膜材料等の引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

| 長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン） | 短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン） |
|---|---|
| $\frac{Fm}{60t}$ | $\frac{Fm}{30t}$ |

この表において、Fm及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fm　次項第一号及び第二号に規定する膜材料等の各糸方向の基準強度（単位　一センチメートルにつきニュートン）

t　膜材料等の厚さ（単位　ミリメートル）